

第50回 日本ばら切花品評会開催要領

1 目的

本会は、ばら生産者の栽培技術の向上と経営の安定化を目途に、ばら切花の消費拡大に寄与し、併せて花き生産の振興に努めることを目的とする。

2 名称

この品評会は、第50回日本ばら切花品評会「以下品評会という」と称する。

3 主催

この品評会は、日本ばら切花協会の主催とする。

4 後援・協賛

この品評会は、次の関係団体の後援及び協賛を得て開催する。

後援：農林水産省、三重県、日本放送協会、(財)日本花普及センター
(社)日本花き生産協会

協賛：(社)日本花き卸売市場協会、(社)日本生花商協会、(社)日本生花通信配達協会、(社)日本フラワーデザイナー協会、(社)園芸文化協会、高島屋大阪店、(株)フジテレビフラワーセンター、全国農業協同組合連合会、三重県農業協同組合中央会、滋賀県花き園芸協会、滋賀県農業協同組合中央会、京都府花き生産組合連合会、奈良県農業協同組合中央会、大阪生花商業協同組合、和歌山県農業協同組合連合会、和歌山県花き生産協会、東京都花き市場協同組合、関西生花市場協同組合、(財)日本ばら会、(株)花卉園芸新聞社、(株)誠文堂新光社

5 会長

この品評会の会長は、日本ばら切花協会会長とする。

6 会期・会場・日程

この品評会の会期、会場、日程は次のとおりとする。

(1) 会期 平成19年4月17日(火)～20日(金)

(2) 会場 高島屋大阪店7階催事場

(3) 日程・事業内容

ア、品評会

受 付	4月17日(火)	13:00~16:00
搬入・展示	4月17日(火)	13:00~17:00
審 査	4月18日(水)	8:00~10:00
一般公開	4月18日(水)	10:00~20:00
一般公開	4月19日(木)	10:00~20:00
品評会作品販売	4月20日(金)	10:00~18:00
後片づけ品種展示準備	4月20日(金)	20:00~

7 農林水産祭参加

この品評会は、第46回農林水産祭参加行事とする。

8 出品

この品評会への出品は、別に定める出品規定による。

9 審査

この品評会の審査は、別に定める審査規定による。

10 褒賞

9の審査結果により、入賞者に対して優秀賞及び優良賞を交付する。

また、特別賞として、農林水産大臣の他関係機関、関係団体等に交付を申請する。

11 消費宣伝事業への協力

この品評会と並行して実施する装飾事業に対して、出品者または各都道府県支部は出品1点につきばら切花5本を提供するものとする。また、出品のない支部においても20本以上の提供を頂くものとする。

なお、装飾用花(5本)の出品日については、前もって指定いたします。

また、この品評会の優秀賞受賞者は、後日実施する日本ばら切花協会が行う花束の贈呈行事のほか、消費宣伝事業に協力するものとする。

12 その他

その他、この品評会について必要な事項は、会長が別に定める。

第50回日本ばら切花品評会出品規定

1 出品

第50回日本ばら切花品評会開催要領（以下「品評会」という）8に定める品評会への出品は、この規定5による。

2 出品物

この品評会への出品物は、ばら切花とする。

3 出品資格

ばら切花を概ね10アール以上栽培している本会の会員とする。

4 出品規格等

(1) 会員からの出品は、1品種1点（1点10本）とする。但し品種が異なればこの限りでない。

(2) 草丈は実寸80cmを限度とする（スプレーを含む）

これを越えると参考出品となる。古枝つき（ゲタばき）は認めない。

(3) 出品物の陳列に際し、異議の申し立てはできない。

(4) 出品者は、提供品を除き審査を拒み、または審査の決定にたいして異議の申し立てはできない。

(5) 出品物は、この会に寄付するものとする。

5 出品申込

この品評会に出品しようとする者は、所属する支部を通して（支部のない地域においては出品者が直接）出品申込書7を、品評会事務局に4月7日（土）までにFAXで申し込むものとする。パソコン入力の関係で期限を厳守して下さい。多少の変更は当日組み替えます。

6 出品物の搬入

(1) 出品物は、開催要領に定める日時に品評会場へ持ち込むことを原則とする。ただし、止むを得ず託送する場合は、出品物搬入上の注意を参照のこと。

(2) 開催要領11に定める装飾用ばら切花の品質は、出品物と同等またはそれに準ずる品質のもの5本とする。

(3) 出品物の輸送、搬入に要する経費は、出品者の負担とする。

7 品評会事務局

品評会事務局は、次の通りとする。

〒519-0414 三重県度会郡玉城町佐田130番地

伊勢農業協同組合 経済一課 花卉グループ

担当 喜早・浜口

TEL0596-58-9292 FAX0596-58-9290

8 その他

その他、この品評会の出品に関して必要な事項は、会長がこれを定める。

第50回日本ばら切花品評会審査規定

1 審査

第50回日本ばら切花品評会開催要領（以下「開催要領」という）9に定める品評会の審査は、この規定による。

2 審査会

この品評会の出品物の審査をするため審査会を置く。

審査会は、大学、県および関係団体をもって構成し、審査長及び審査員は、会長が委嘱する。

3 審査の対象

審査の対象は、出品規定に従い出品されたものとする。

4 審査の方法

審査は比較審査の方法によるものとし、審査員の合議制とする。

5 審査基準

審査は、次の事項を考慮して行う。

- (1) 商品価値に重点を置くとともに、大衆消費に適合する条件を具備していること。
- (2) 品質が良好であり、生産費が高くないと認められること。
- (3) 出品物の栽培環境、栽培方法および品種を考慮すること。

6 擬賞

擬賞は、出品点数概ね25%とし、審査会で選ばれたものについて、次の特別賞を決め、会長に報告するとともに出品物に擬賞内容を明記する。

優 秀 賞 29点

優 良 賞 優秀賞と合わせて出品点数の概ね25%となる点数

7 審査結果の報告

審査長は、品評会会長に審査の概要及び審査結果を報告すると共に、広く公表す

る。

8 その他

その他、審査に関し必要な事項は、審査長が審査会に諮って決定する。

第50回日本ばら切花品評会 審査員名簿（依頼中）

区分	所属	職名	氏名	班別
審査長	信州大学農学部	教授	土井 元章	統括
副審査長	三重県中央農業改良普及センター	専門技術員主査	内山達也	
審査員	奈良県農業改良普及センター	技術指導員		
審査員	滋賀県農業技術振興センター			
審査員	(社) 関西生花市場協同組合			
審査員	(社) 関西生花市場協同組合			
審査員	(社) 関西生花市場協同組合			
審査員	(社) JFTD (株) サトウ花店帝国ホテル店室長			
審査員	(社) 日本フラワーデザイナー協会 大阪府支部			
審査員	大阪生花商協同組合 (株) 敷津花壇代表		平田	
審査員	フラワーシップ組織委員会 副委員長		南 潤	

敬称略

第50回日本ばら切花品評会特別賞一覧表

NO	賞 の 名 称	枚数
1	農林水産大臣賞	1
2	生産局長賞	1
3	近畿農政局長賞	1
4	三重県知事賞	1
5	三重県議会議長賞	1
6	日本放送協会会長賞	1
7	(財) 日本花普及センター会長賞	1
8	(社) 日本花き生産協会会長賞	1
9	(社) 日本花き卸売市場協会会長賞	1
10	(社) 日本生花商協会会長賞	1
11	(社) 日本生花通信配達協会会長賞	1
12	(社) 日本フラワーデザイナー協会理事長賞	1
13	(株) フジテレビフラワーセンター賞	1
14	(株) 高島屋賞	1
15	全国農業協同組合連合会経営管理委員会会長賞	1
16	三重県農業協同組合中央会長賞	1
17	滋賀県花き園芸協会会長賞	1
18	滋賀県農業協同組合中央会長賞	1
19	京都府花き生産組合連合会長賞	1
20	奈良県農業協同組合中央会長賞	1
21	東京都花き卸売市場協同組合理事長賞	1
22	大阪生花商業協同組合理事長賞	1
23	和歌山県農業協同組合連合会代表理事理事長賞	1
24	和歌山県花き生産協会会長賞	1
25	関西生花市場協同組合理事長賞	1
26	(社)園芸文化協会会長賞	1
27	(財) 日本ばら会長賞	1
28	(株) 花卉園芸新聞社賞	1
29	(株) 誠文堂新光社賞	1